

津市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成 25 年 5 月 28 日訓第 37 号

改正 平成 29 年 7 月 24 日訓第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づく社会福祉法人（法第 30 条第 1 項第 1 号に定める社会福祉法人をいう。以下同じ。）に対する指導監査に関する事務の適正を期するため、社会福祉法人の運営、経営状況等に係る指導監査を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(指導監査実施計画)

第 2 条 指導監査の実施に当たっては、当該年度における指導監査の実施方針、指導監査の対象とする社会福祉法人、指導監査の実施時期その他具体的な実施方法について定めた指導監査実施計画を作成の上、これを実施するものとする。

2 前項の指導監査実施計画は、原則として当該年度の 7 月から翌年 2 月までを計画期間とする。

(指導監査の種別等)

第 3 条 指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査の実施の周期は、原則として次の各号に掲げる社会福祉法人の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、社会福祉法人の運営等に関する問題が発生した場合又は毎年度社会福祉法人から提出される報告書類の内容から当該社会福祉法人の運営状況に問題があると認められる場合については、必要に応じて随時に一般監査を実施するものとする。

(1) 社会福祉法人の運営、経営状況等について関係法令等及び定款の遵守状況に照らし、特に問題があると認められない社会福祉法人 3 箇年に 1 回

(2) 前号の社会福祉法人であって、会計監査人による監査等の支援を受け、当該社会福祉法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該社会福祉法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる次に掲げるもの

ア 法第 36 条第 2 項及び第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置して

いる社会福祉法人又は法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査を実施している社会福祉法人 5箇年に1回

イ 公認会計士等による財務会計に関する内部統制又は事務処理体制の向上に対する支援を受けている社会福祉法人 4箇年に1回

(3) 第1号の社会福祉法人のうち、前号に該当しない社会福祉法人であって、みえ福祉第三者評価制度における評価機関の審査を受ける等良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると認められるもの 4箇年に1回

3 特別監査は、社会福祉法人の運営、経営状況等について関係法令等及び定款の遵守状況に照らし、重大な問題があると認められる社会福祉法人について、随時に実施するものとする。この場合において、必要に応じて健康福祉部内の関係課等と調整するものとする。

(指導監査の実施)

第4条 指導監査は、その対象とする社会福祉法人が事前に提出した資料等を調査し、及び実地に調査することにより実施するものとする。この場合において、必要に応じて健康福祉部内の関係課等に照会し、又は調査を行うものとする。

2 指導監査を実施するに当たっては、その対象とする社会福祉法人に対し、あらかじめ指導監査の期日、事前に提出を求める資料その他必要な事項を通知するものとする。ただし、特別監査を実施する場合であって、緊急を要するときは、この限りでない。

3 指導監査は、その対象とする社会福祉法人の関係者の立会いの下、原則として健康福祉部福祉監査室の複数の職員により実施するものとし、当該職員が事実認定等を判定するに当たっては、法的根拠等を明確にするとともに、常に公正不偏かつ懇切丁寧な態度をもってその職務を遂行しなければならない。

4 指導監査を実施した職員は、指導監査終了後、その対象とする社会福祉法人の関係者に対し、指導監査に係る講評その他必要な指導及び助言を行うものとする。

(他の実施機関との連携)

第5条 指導監査を実施するに当たっては、法第70条の規定に基づく社会福祉事業を営む者に対する指導監査等の実施機関との情報交換に努め、これらの実施機関との十分な連携の下、これを実施するものとする。

(改善指導等)

第6条 指導監査の結果、改善を要する事項については、書面により改善措置を指導し、及び当該改善措置に関する報告を求め、必要に応じて改善状況を実地に調査するものとする。ただし、書面による改善措置の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導することができるものとする。

2 市長は、毎年5月末日までに前年度の指導監査の結果を取りまとめ、これを本市のホームページにより公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年7月24日訓第75号）

この訓は、平成29年8月1日から施行する。